

平成17年11月7日(月)

於・虎ノ門パストラル 新館4階「プリムロ - ズ」

水産政策審議会

第23回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第23回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成17年11月7日 午後2時00分

閉会 平成17年11月7日 午後4時40分

2. 出席した委員の氏名

委員	山下 東子	小林 嗣宜	桜本 和美	福島 哲男
	三鬼 楠好	宮原 邦之		
特別委員	市山 亮悦	伊藤 裕康	今村 博展	蟹 忠男
	川端 勲	熊谷 拓治	嶋野 勝路	中田 邦彦
	本川 廣義	保田 綱男	山田 邦雄	吉岡 修一

3. 水産庁側出席者

中前水産庁次長 井貫増殖推進部長 坂井企画課長 武田管理課長

山下遠洋課長 宮原沿岸沖合課長 奥野漁場資源課長
長谷資源管理推進室長 和田増殖推進部参事官

4. 諮問事項

諮問第94号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網
漁業（日本海の海域）の公示について

諮問第95号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示に
ついて

諮問第96号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正に
ついて

諮問第97号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基
本計画の検討等について

諮問第98号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令につい
て

5. 報告事項

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

6. 議 事

別紙のとおり

7. 議決の数

出席者全員賛成

8. 答 申

別紙のとおり

目 次

1. 開 会

1. 議 事

〔諮問事項〕

諮問第94号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し
網漁業（日本海の海域）の公示について

諮問第95号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示に
ついて

諮問第96号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改
正について

諮問第 9 7 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の
規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第 9 8 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正
する省令について

〔報告事項〕

・指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

〔その他〕

1. 閉 会

開 会

武田管理課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 23 回資源管理分科会を開催いたします。

いつもであれば漁政課長が進行を務めておりますが、本日所用により、私、管理課長が代役を務めさせていただきます。

まず、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員 8 名中 6 名の方が出席されております。定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、特別委員は 15 名中 12 名の方が出席されております。

本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

早速ですが配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。議事次第の下に資料一覧という紙がございます。

資料は 1 から 7 までございます。まず資料 1 が委員及び特別委員の名簿でございます。その次に資料 2 として中型さけ・ます流し網漁業の公示について。その下に資料 3 として小型捕鯨業の公示について。その次に資料 4 として海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について。

その次に資料 5 ですが、これは幾つかに分かれておりまして、まず諮問文、1 枚紙がございまして、その下に少し厚めの資料として基本計画、資料 5 - 1 がございます。その下に資料 5 - 2 として基本計画の新旧対照表。その次に資料 5 - 3、17 年及び 18 年 T A C の配分総括表。1 枚紙でございます。資料 5 - 4 が 17 年 T A C の配分総括表（案）でございます。次が資料 5 - 5、18 年 T A C 設定の考え方。それから資料 5 - 6 ということで T A E の変更・追加内容について。それから資料 5 - 7 として平成 17 年度の資源評価結果について。カラー刷りのものがございます。その下に冊子で主要魚種の資源評価の 17 年度版。それから参考資料として新聞記事をつけております。以上が資料 5 の関係です。

次が資料 6 ということで、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令の関係の資料。最後に資料 7、指定漁業の許可及び起業の認可の状況についてということでございます。

以上が配付資料でございますが、不足等がございましたら事務局に申し出ていただければと思います。

それから、本日の諮問文ですが、「農林水産大臣 中川昭一」となっておりますが、中川大臣、日曜日から海外出張で不在でございます。安倍晋三内閣官房長官が農林水産大臣の臨時代理に指名されておりますので、諮問文の「農林水産大臣」とあるのは、「農林水産大臣臨時代理 国務大臣 安倍晋三」とすべて読みかえていただきたいと思います。以上でございます。

それでは分科会長、よろしく願いいたします。

〔諮問事項〕

諮問第94号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます
流し網漁業（日本海の海域）の公示について

山下分科会長 皆さん、こんにちは。今日もお忙しい中お集まりくださりまして、ありがとうございます。今、資料の紹介をいただきますと、どっしりと分厚い資料で、ちょっと今日は時間がかかるかもしれないなと思いつつながらですが、審議を尽くしていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

早速ですが議事に入ります。

諮問第94号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について」、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長の山下でございます。よろしく願いします。

まず諮問文を朗読させていただきます。資料は資料2でございます。

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海
の海域）の公示について
（諮問第94号）

日本海の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成18年3月20日から平成19年2月28日までと定めたいので、漁業法第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

2ページをお願いいたします。説明ということで、まず許可の隻数でございますが、平成17年における中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域を操業区域とするもの）の許可又は起業の認可の隻数は9隻でございますので、平成18年の許可又は起業の認可の隻数は9隻といたしたいということでございます。操業区域、船舶の総トン数別の区分については従前どおりでございます。

3ページに公示の概要を一覧表にしております。ただいま説明のところにございましたように、隻数は今年と同じ9隻。操業区域は日本海の海域で、これも同じでございます。操業期間でございますが、3月20日から6月30日まで。ただし、ロシアの200海里水域内においては18年3月20日から同年7月5日までということでございます。申請期間につきましては、公示の日から平成18年2月28日までと考えております。

4ページから告示の案が掲げられております。操業区域、緯度・経度で表してございますが、9

ページに簡単に図にしております。日本海の沿岸を除くところが操業区域ということでございます。この漁業におきましては、例年、3月に日口の政府間で交渉がございまして、そこで漁獲枠等が決定される予定でございます。その漁獲枠に従って操業をするという漁業種類でございます。

説明は以上でございますが、よろしく御審議をお願いいたします。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

それでは、諮問第94号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第95号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

山下分科会長 次に、諮問第95号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長でございます。引き続き資料3に基づきまして御説明を申し上げます。最初に諮問文を朗読させていただきます。

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

(諮問第95号)

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成18年4月1日から平成19年3月31日までと定めたいので、漁業法第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

2ページをお願いいたします。小型捕鯨業の許可の有効期限は平成18年3月31日で満了することとなっており、引き続き許可を継続する必要があるところでございます。このため、別紙1の公示案のとおり、当該漁業の許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めることといたしたいというものでございます。実績船の数は9隻でございます。昨年と全く変わっておりません。

3ページに告示案の本文がございまして、ただいま御説明いたしましたように、隻数、9隻でございます。

4ページでございますが、申請すべき期間としては公示の日から3月24日まで。備考には有効期間、18年4月1日から19年3月31日まで。また、許可に付します制限又は条件の概要について掲げてございます。

6ページから7ページにかけては小型捕鯨業のこれまでの許認可隻数、捕獲実績等について表にしてまとめてございます。7ページの一番最後、右側をごらんいただきますと、平成17年の許認可隻数は9隻のままでございます。ミンク鯨につきましては引き続きIWCのモラトリウム（Moratorium）の状況下で、捕獲枠、実績ともゼロでございます。ツチ鯨、ごんどう鯨、その他、これはIWCの管轄外の鯨種でございまして、資源状況を見まして、例えばツチ鯨ですと66頭というような捕獲枠を

日本政府が定めまして、この枠内で操業してもらっているところでございます。

なお、近年、調査のために捕獲する調査が行われておりまして、沿岸でミンク鯨を対象に調査が行われております。今年の例で申し上げますと、4月、5月、宮城県沖でミンク鯨 60 頭を対象に調査を行っております。9月、10月には釧路沖で、同じようにミンク鯨 60 頭を対象に調査をしております。その調査に当たって、小型捕鯨業の船を用船いたしまして調査に従事してもらっているということでございますが、こちらは別途試験操業許可に基づく調査を行っているところでございます。今回公示しようとする許可ではツチ鯨、ごんどう鯨、その他の鯨を対象とする操業でございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

どうぞ、宮原委員。

宮原委員 最近、鯨がかなり出現して沿岸漁業等も含めてかなり被害が出ておりまして、調査捕鯨でどんどん鯨をとっていただきたいという要請も私もしているんですが、ここで見ますと、ごんどう鯨の枠に対する実績が非常に少ないんですが、資源的にこういうふうな状況なんでしょうか。その辺だけ教えてください。

山下遠洋課長 ごんどう鯨の資源につきましては、これまでの資源評価の中で、7ページにございますように 86 頭の捕獲枠を定めてもいいという、資源の評価結果からくる捕獲枠がございます。捕獲実績は 25 頭にとどまっておりますが、これは営業上の理由といいますが、そういったもので、資源状況からくるものではないと理解しております。

それから、調査捕獲の方でというお話もあちこちから聞きますが、あくまで調査でございますので、調査目的に沿った、調査に必要な頭数ということで現在対応しているところでございます。以上です。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

どうぞ、小林委員。

小林委員 調査捕鯨以外で、定置網なんかに入っていますね。そういう数を掌握されているなら教えていただければと思います。前は定置網に入っても逃がせとかいう指示があったように思います。最近に入ったものは揚げてもよろしいということで、意外に鯨の肉が出回っているように思うんですが、いかがなものでしょう。

山下遠洋課長 定置網に鯨類が混獲された場合に、現在、利用できるように、制度改正いたしましてなっております。大変申しわけございませんが、定置に混獲された頭数について正確な数字を持ち合わせてございませんが、毎年かなりの頭数が定置網に混獲され、利用されているということでございます。

それから、座礁した鯨類も、昨年、省令を改正いたしまして、可能な場合には利用しても構わないという制度改正をしたところでございます。よろしく申し上げます。

山下分科会長 今、正確な数がわからないということなんですが、よろしゅうございますでしょうか。

ほかにはいかがですか。

それでは、諮問第 95 号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第96号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令
の一部改正について

山下分科会長 次に、諮問第96号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について」、説明をお願いいたします。

武田管理課長 管理課長の武田でございます。諮問第96号につきまして、着席で説明させていただきます。資料4でございます。

初めに諮問文を朗読させていただきます。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について
(諮問第96号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第2条第7項の規定に基づき、別添のとおり海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令を制定したいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この諮問は、漁獲努力可能量制度、いわゆるTAE制度の対象となる魚種を第二種特定海洋生物資源として新たに政令で指定するものでございます。

1ページめくっていただきますと政令案がおりますが、施行令の第2条、この条項が漁獲努力可能量管理の対象となる魚種を指定しているものでございますが、ここに新たにマコガレイを追加する。2ページが新旧対照表になっております。

4ページをごらんいただきたいと思います。最初にTAE制度について簡単に説明をさせていただきます。TAE制度は、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に規定された漁獲努力量の総量管理制度ということでございます。管理手続についてはTAC制度と同じでありまして、第二種特定海洋生物資源ごとにTAEの総量の上限を基本計画に定めることとなっております。これについては後ほど諮問第97号の中で平成18年のTAE数量の設定について御審議いただくことになっております。

TAE設定の考え方というのが2の(2)にございますが、TAEにつきましては資源回復計画の実効性を担保する形で運用しているところでございます。具体的には、そこでございますように、各地の漁業者協議会及び広域漁業調整委員会あるいは海区漁業調整委員会などの審議を経まして、国または都道府県が資源回復計画を作成するわけですが、資源回復計画の中で減船なり休漁、保護期間、保護区の設定等で漁獲努力量を削減するということを決めるわけですが、漁獲努力量削減措置を資源回復計画の中で定めた場合に、例えば休漁期間を設定した場合に、その前後で漁獲が増えると、せっかくの漁獲努力量削減の取り組みの実効性が減殺されることにもなりますので、期間、海域を定めて漁獲努力量の総量を定めると、こういう形で運用しているものでございます。

今回指定いたしますマコガレイに関しましては、8ページをごらんいただきますと実施中の資源回復計画の概略がございまして、資源回復計画につきましては漁業者の皆様の御理解を得ながら魚種別の計画について、51計画76魚種に取り組むことが決定しておりますが、そのうち既に実施に

移っているものがここに書いてあるものでございまして、全部で 19 計画 34 魚種ございますが、右下の のところに周防灘小型機船底びき網漁業対象種、カレイ類、マコガレイ、メイタガレイ、イシガレイ、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミについての資源回復計画が公表されているわけですが、この資源回復計画を受けて T A E の管理対象魚種として新たに、魚価も高く主要な魚種でありますマコガレイを指定するというものでございます。

T A E の設定については、漁獲努力量の総量を隻数と操業日数を掛け算したもので管理するという形になっております。数量等の具体的な内容につきましては、次の諮問第 97 号で説明させていただきたいと思っております。諮問第 96 号については以上でございます。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

それでは、諮問第 96 号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第 97 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定 に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 次に、諮問第 97 号ですが、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」に入ります。説明をしていただく前に、私から前提となることについて少し説明をさせていただきたいのですが、この件につきましては、来年の漁期の T A C と T A E の数量を設定するというのが主な内容でございます。例年でございますら今回、11 月の分科会において、すべての魚種について平成 18 年の数量が盛り込まれた基本計画の案について審議をいただいているわけですが、今年はずけとうだらの一部の T A C について数量が設定されておりません。

実は、事前に水産庁の事務局から、今回設定を見合わせている分については次回の審議会に諮りたいという説明をいただきました。併せて、水産基本法の第 38 条に、「当審議会は関係行政機関に意見の表明などを求めることができる」と書かれております。その規定に基づきまして、今回の経緯等を委員の皆様にも正しく理解していただくという目的もございまして、関係行政機関、北海道の T A C 担当部局から直接状況説明をしていただく機会を設けたいのだけれども事務局からお話がございました。本日はそのように段取りをさせていただいております。

北海道水産林務部の奥野漁業管理課長にお出でいただいております。そちらにお出でになっておりますが、輪の方に席をお移りいただいて、後ほどお話を伺いたいと思っておりますので、移動、着席をお願いいたします。

まずは諮問第 97 号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」、管理課長さんから説明をお願いいたします。

武田管理課長 管理課長でございますが、引き続き説明をさせていただきます。

お手元の資料 5 の諮問文をまず朗読させていただきます。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本 計画の検討等について（諮問第 97 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 16 年 11 月 25 日公表）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上が諮問文ですが、この諮問の内容は大きく 3 点ございます。一つが今年、平成 17 年の T A C の留保枠の追加配分について。第 2 点目が、平成 18 年、来年の T A C の設定でございます。第 3 点目が平成 18 年の T A E の設定ということで、以上 3 点について御審議いただきたいと思ます。

このうち、2 点目の 18 年の T A C 設定につきましては、ただいま山下分科会長から御紹介いただきましたが、例年ですと今回の分科会におきましてすべての魚種について翌年の漁期の T A C を盛り込んだ基本計画の案を御審議いただいておりますが、今回はすけとうだらにつきまして一部の T A C を設定してございません。すけとうだらの T A C の管理期間は、ほかの多くの魚種が 1 月から 12 月となっておりますが、すけとうだらにつきましては 4 月から 3 月ということで、次回の分科会で御審議いただければ支障がないということもございまして、今回は見送らせていただいたということでございます。その経緯等につきましても触れながら説明させていただきたいと思ますが、T A C 管理を漁業現場におろす場合の難しさ、悩みといったことについても委員の皆様へ御理解をいただければと考えております。

それでは資料に沿って御説明しますが、まず平成 17 年の T A C の留保枠の追加配分ですが、資料 5 - 1 と 5 - 2、基本計画本体、新旧対照表、いずれも多部でございますので、説明は資料 5 - 3 以下ということで、まず資料 5 - 4 をごらんいただきたいと思ます。17 年の T A C の留保枠の追加配分でございますが、今回追加配分いたしますのは、まあじ、まさば及びごまさば、ずわいがにの 3 魚種でございます。まず、まあじとさば類ですが、大臣管理分としてまあじの大中型まき網漁業の数量が 10 万 1,000 トンとなっておりますが、これを 1,000 トン追加をし 10 万 2,000 トンに、その下、まさば及びごまさばですが、同じく大中型まき網漁業への配分量を、32 万トンに 2 万 3,000 トン上乗せしまして 34 万 3,000 トンに変更するというものでございます。

1 枚めくっていただきまして 2 ページの縦の表ですが、こちらは知事管理分、都道府県に対する配分の表でございます。まさば及びごまさばの欄、縦に見てほしいんですが、網かけがかかっておりますが、静岡県を 1 万 8,000 トンから 2 万 1,000 トンに、下の方、長崎県につきまして 1 万トンを 1 万 4,000 トンに、鹿児島県を 1 万 4,000 トンを 1 万 8,000 トンにそれぞれ改定したいと考えております。また、一番右にずわいがにがございまして、北海道の数量を 88 トンから 168 トンに改定したいというものでございます。

それぞれの魚種の状況ですが、1 枚めくっていただきまして 3 ページをごらんください。グラフがございまして、まあじの漁獲量の推移の状況でございますが、字が小さくて恐縮ですが、水色の横の線が 17 年の既に配分されている T A C の数量でございます。オレンジ色の丸で書かれているのが今年（平成 17 年）の月ごとの累計の漁獲量でございます。大中型まき網漁業については、平成 15 年、16 年とほぼ同じ状況で推移しておりまして、このまま漁獲が推移しますと年末に向けて若干の不足が見

込まれるという状況でございます。

参考で下にありますが、これらの県については今回は配分しないわけですが、既に配分されている量の中で管理が可能であるという状況でございます。概して平年を下回っているということで、当初配分量をかなり残している状況でございます。前回、島根県に 4,000 トン、宮崎県に 2,000 トン追加配分しましたが、それによって管理が可能な状況にあるということでございます。大中型まき網の部分について若干の不足が見込まれるので、今回、先ほど御説明したような形で 1,000 トンの追加配分をするということでございます。

1枚めくって4ページでございますが、さば類、まさば及びごまさばのグラフでございます。今回、上の方の大中型まき網漁業、静岡県、長崎県、鹿児島県については比較的漁獲が好調だということで、これらについて追加配分をするというものでございます。

追加配分の関係で、まさばの太平洋系群資源回復計画を今進めておりますので、その関係について若干補足的に説明いたしますが、前回、9月末のこの分科会でさば類のT A Cの改定をいたしました際に、今進めているまさばの資源回復計画について着実に成果を上げていくために、まさば太平洋系群、2004年生まれの子を主に漁獲する大中型まき網漁業に対する配分については、上限まで配分しないで一部を留保して、今後、大中型まき網の水域でごまさばの漁獲が増えた場合に留保分を当てるということで御審議をいただいていたところでございます。その後の状況ですが、今年は韓国水域での漁場形成があまりよくないということで、韓国漁船も日本の水域に近いところで操業しているということでございます。例年であれば11月以降、韓国水域へ入漁を行っている我が国のまき網漁船が、今年は漁場形成が良好な東シナ海の我が国水域寄りで行き続きごまさばを主体に操業を行う可能性が高いと聞いておりまして、西の方の水域のごまさばの操業に対応する形で今回の留保枠を配分するというところでございます。

一方、太平洋のまさばですが、前回の分科会の後、広調委も開かれたわけですが、そこで御報告がありましたが、関係漁船により操業時間を短縮する取り組みが新たに開始されているということで、今まで12時間操業だったものを7時間操業ということで、投網回数も1晩当たり、従来の最大4回を2回までに制限するというような取り組みも進められているところでございまして、今回の追加配分がまさばの漁獲量の増加につながるものではないということで、資源回復計画の推進に支障が生じないような形で留保枠の追加配分が使われることを念頭に配分されるものであるということについて御報告しておきたいと思っております。

次にずわいがにですが、留保分を知事管理量にということでございますが、ここに図がございまして、ずわいがにはAからEまでの五つの海域に分けてT A C管理を行っていますが、D海域、オホーツク海の海域ですが、留保しておりました80トンの全量を知事管理の方に配分いたしまして45トンが125トンにということで、北海道全体でいえばC海域のものも含めて168トンになるというものでございます。

D海域のずわいがにですが、沖合底びき網漁業と刺し網漁業の漁業調整問題によりまして過去の実績による配分シェアを用いたT A Cの配分ができないという特殊事情がございました。このため、従来は毎年、水産庁が地元に行きまして留保分の取り扱いをどうするかということについて関係者と調整をした上、年明け後に留保の配分をしておりましたが、今年の3月に水産庁、それから、今日お見えになっておりますが、北海道庁立ち会いのもと、地元関係団体間で配分に関する合意が整いましたので、今回はそれに従って留保枠全量を北海道管理量に追加配分するというところでございます。以上が1点目の17年のT A C留保枠の追加配分についての説明でございます。

続きまして大きな二つ目の18年TACの設定に移りたいと思います。私の説明に入ります前に、資源の動向につきまして漁場資源課長から説明をお願いすることになっていきますので、よろしくお願いいたします。

奥野漁場資源課長 漁場資源課長の奥野でございます。

色刷りの資料5-7をごらんいただきたいと思います。本来ならばTAC対象魚種のすべてについて評価の結果を説明したいところですが、時間の関係上、今日はマイワシ、マサバ、スケトウダラに重点を置いて説明いたします。

本題に入る前に、資源評価と、ABC算定のためにどのような調査をしているのかということを中心に簡単に説明いたします。1ページの下のスライドの2を見ていただきたいと思います。これからスライド1、2、3と言っていきますが、番号はそれぞれ左上に振ってあります。

「資源評価とは」と書いてありますが、漁獲量を初め各種調査から資源の状態を判断し、管理方策を検討することです。資源の状態を判断するための調査を下の方に、 から に書いてあります。

の卵稚仔調査。これは子供の数を知るためのものです。 の新規加入量調査。これは新たに漁獲の対象となる魚の数量を知るためのものであります。 地先における標本船調査。標本船調査というのは商業漁船からデータを集めるものでございます。

2ページのスライドの3をごらんください。資源評価で用いる用語を簡単に書いております。水準というのは、資源を20年以上の長さで見えておまして、高位、中位、低位に分けています。動向の方は、最近5年間で見まして増加、横ばい、減少に分けています。下の方に資源管理方策を判断する際の作業の流れを示しております。 の再生産関係を推定することから始まって、 の不確実性を考慮した資源量の将来予測まで行います。

スライドの4を見てください。後ほど個別の魚種でABCという言葉が出てきますが、ABCの説明です。管理目標を達成するために生物学的に妥当とみなせる将来の漁獲量。ポイントは、科学調査に基づき生物学的に見て妥当なという点でございます。ABCの算定方法は二つあります。資源量推定ができる場合。これは漁獲圧による管理を基本としております。 の資源量推定ができない場合。これは漁獲量による管理を基本としております。

3ページのスライド5を見てください。ここから本論に入ります。まずはマイワシであります。スライドの6を見ていただきますと、漁獲量を書いてありますが、マイワシには太平洋系群と対馬暖流系群の二つがあるということで、漁獲量は90年代初めに急激に減少している状況が見てとれます。

次に4ページのスライド8を見てください。対馬暖流系群のマイワシにつきまして、8で見てもらいたいポイントは、ピンクあるいはオレンジ色で書いてありますが、右が今の状況でございます。資源量が非常に悪い状況だということで、分布とか産卵場が狭くて沿岸域に限られている。字が小さいんですが、オレンジ色が産卵場を示しております。

5ページのスライド9をごらんください。漁獲量の推移でございます。上の方の赤い棒グラフの右下、青色の点線で囲んでいますが近年の漁獲量で、この縮尺でいきますと目に見えてこないということですが、言葉で書いてありますが、2004年の漁獲量は約2,400トンと低い水準になっております。

スライド10を見てください。推定された資源量で、青色の玉で示しております。下の方が最近時の下にへばりついているところを縮尺を変えて拡大したものです。2004年の資源量は若干回復しておりますが、依然として低く、2004年の資源量は6,800トンと推定しております。

6 ページのスライド 11 を見てください。駆け足で対馬系について説明してきましたが、対馬暖流系マイワシの資源評価結果のまとめを示したものであります。資源管理方針は白い字で書いております。現状の漁獲圧を抑制し、産卵親魚量を増加させるということです。管理目標は黄色い字で書いてございます。マイワシをねらって漁業を行う専獲は避け混獲程度とすることが望ましいと考えております。そういう意味で 2006 年 A B C は横棒ということにしております。

その下のスライド 12 を見てください。これは、マイワシですが、対馬ではございませんで太平洋系群の資源評価の結果をまとめたものでございます。こちらも資源状況は悪く、低位・横ばい。赤い字で書いております。急激な資源回復は難しいと推定しております。良好な加入が期待できる水準まで親魚量を回復させることが必要と考えております。管理目標は、10 年後の親魚量を、近年では良好な加入が得られた 1996 年水準、22 万トンまで回復させるとしております。2006 年の A B C は 3 万 8,000 トン。つまり現時点で生物学的に見て妥当な 2006 年の漁獲量は 3 万 8,000 トンであります。

7 ページを見てください。ここからはマサバでございます。太平洋のマサバ系群でございます、スライド 14 は分布を示しておりますが、オレンジ色は産卵場であります。主に冬場に房総以南の太平洋沿岸域で産卵し越冬します。ゼロ歳魚は 4 月から 8 月に緑色の海域で生育します。成魚、未成魚ともに 6 月から 9 月には黄色で示しました北の方に索餌回遊し、その後、徐々に南下します。

次のページのスライド 15 をごらんください。漁獲量の推移です。一番右の 2004 年でございますが、下に書いてございますが、2004 年は漁獲量は 19 万トンに増加しています。

スライドの 16、同じような図でございますが、こちらは漁獲尾数を年齢別で見たグラフです。文字で書いてありますが、近年はゼロ歳魚と 1 歳魚が漁獲の主体となっております。

次のページのスライド 17 であります。推定された資源量の推移です。最近の 2001 年から 2003 年は 10 万トンで推移しておりますが、2004 年は増えまして、45 万トンに増加したと推定しております。

その下のスライド 18 でございますが、マサバの再生産関係。つまり親と子の関係をあらわしたものであります。左下の緑色の点線で囲んだ部分が近年の親と子の関係を示しております。この図で見てもらいたいポイントは、親魚量が 45 万トン以上であれば赤い線と青い線で示した水準の現状よりも多い加入量が見込めるという点であります。左の緑の細かいところを拡大したのが右側の縮尺を変えた図でございます。これは 1990 年以降を拡大したものでございまして、92 年と 96 年、ぴょこんと上の方に出ていますが、これが卓越年級群であります。04 と書いて赤点で囲んでありますが、これが 2004 年の加入尾数で、2004 年の加入尾数も比較的多いので、これをとり過ぎないようにする必要があると考えております。

10 ページのスライド 19 であります。これまで申し上げました太平洋系群マサバについての資源評価結果のまとめです。管理目標は、今後 10 年程度で親魚量を 45 万トン近傍へ回復することを目指すというものです。2006 年の A B C、つまり現時点で生物学的に見て妥当な 2006 年の漁獲量は 8 万 2,000 トンです。なお、この系群につきましては、資源回復計画が 2003 年 11 月から実行されておまして、最近、資源回復の兆しが見える一つの要因として関係漁業者による休漁などを挙げている見方があることを紹介しております。

スライド 20 です。対馬暖流系群のマサバの資源評価結果のまとめです。太平洋系群に比べて資源状態は良好ではありますが、赤字で書いてありますように、低位・横ばいでありまして、2006 年の A B C は 22 万 4,000 トンです。

11 ページ、ゴマサバでございます。ゴマサバにつきましては、21 から次のページの 23 でございますが、ゴマサバはマサバに比べ資源状態は良好。つまり太平洋、東シナ海系群とも資源状態は中位・横ばいということでございます。細かい説明は省略いたします。

次にマアジに参ります。13 ページ、スライドの 25 をごらんください。マアジ資源は、サバ類とかマイワシに比較すると安定していると考えております。まず太平洋系群ですが、これは赤字で書いてありますように中位・横ばい傾向にありまして、管理目標、黄色い文字でございますが、現状の漁獲圧をわずかに減少させ、産卵親魚量を 3 万 2,000 トン程度に維持することを提案しております。2006 年の A B C は 4 万 2,000 トンであります。

その下のスライド 26 は東シナ海の系群でございます、この系群の資源は増加傾向にあり、現状の漁獲圧でも資源量は増加すると推定しております。2006 年の A B C は 24 万 3,000 トンです。

以上がマアジでございます、14 ページ、スケトウダラに入ります。スライド 27 で示していますが、スケトウダラには四つの系群がありまして、黄色が日本海北部系群の分布です。赤色はオホーツク海南部系群、水色は太平洋系群、四つ目として根室海峡系群があります。オレンジ色で示していますのは産卵場であります。

下の 28 はスケトウダラの漁獲量でございます。90 年代から減少しております。

15 ページはスケトウダラの日本海北部系群の説明です。スライド 30、漁獲量の推移を見ますと、1993 年以降減少しております、2004 年は漁獲量は 3 万 4,000 トンです。

次のページのスライド 31 を見てください。これは推定された資源量であります。青いぽつで示しているのが推定の資源量です。一番右側の 2005 年には資源量は 21 万トンまで減少すると推定しております。

下のスライド 32 でございますが、これは産卵親魚量と加入量の関係。横軸が産卵親魚量、縦軸が 2 歳魚の加入量になっております。この図の左下に赤い点線で囲んだところがありますが、これが最近年の親子関係でございます、中央の青い線と比べて見ていただきますと、卓越の境界から最近の加入量ははるか下にあるということで、低迷している状況が見てとれます。スケトウダラの変動要因は主に卓越年級群によると考えられますので、過去に卓越年級群を生み出した最低産卵親魚量以上に産卵親魚量を回復させることが望ましいと考えております。

17 ページのスライド 33 です。日本海北部系群スケトウダラの資源評価結果をまとめたものです。資源状況は低位・減少で、かなり悪いと推定しております。管理目標として、漁獲圧を減少させ、産卵親魚量を 18 万 4,000 トンまで回復させることを提案しております。2006 年の A B C、つまり現時点で生物学的に見て妥当な 2006 年の漁獲量は 1 万 1,900 トンであります。

スライド 34 は A B C 以外の管理方策の提言。四つ挙げておりますが、説明は省略いたします。

18 ページのスライド 35 をごらんください。同じスケトウダラでございますが、これは太平洋系群の資源評価の結果をまとめたものです。資源状態は悪く、回復のための措置が必要です。2006 年の A B C は 11 万 7,000 トンです。

スライド 36 は根室海峡とオホーツク海南部を二つまとめて書いております。いずれも資源状況は低位・横ばいという状況で、漁獲圧を減らして資源を回復する必要があると考えております。

19 ページに移ります。サンマです。スライド 38 を見ていただきます。サンマは資源状態はよい。今年の調査では沖合に 360 万トンの資源があると推定されております。2006 年の A B C は 49 万 2,000 トンを提案しております。

20 ページ、ズワイガニに入ります。ズワイガニの資源は、最近はよい状態であります。ズワ

イガニにつきましては、現時点では再生産関係が解明されておりません。成熟まで 10 年程度かかると考えられております。したがって、スライド 40 に黄色い字で書いてありますが、資源が増えたとしても急激に漁獲量を増やさず、現状の漁獲圧を踏まえながら管理することが適切と考えております。

次のページ、スライド 41 でございます。日本海系群の富山県以西の A 海域、この資源は中位で増加傾向にありますので、現状の漁獲圧を維持しつつ、資源水準を高位に回復させることが望ましいと考えております。なお、日本海のズワイガニ資源が回復傾向にありますのは、資源回復計画を実行しており、漁業者による努力の効果があらわれているという見方があることを御紹介しておきます。

スルメイカに移ります。次のページのスライド 43 をごらんください。秋季発生系群。これは 10 月から 12 月に北陸沿岸域から東シナ海で発生します。資源状況は高位・減少と推定しています。資源量に対して現状の漁獲量は適当と考えられます。2006 年の A B C は 52 万 9,000 トンです。秋季発生系群は 1990 年代以降良好な海洋環境にあると判断されますが、海洋環境が変化した場合には管理目標を見直す必要があります。

最後にスライド 44、これは冬季発生系群の資源評価をまとめたものでございます。冬季発生系群というのは 12 月から 3 月に九州の西岸から東シナ海で発生します。資源状態は中位・横ばいです。現状では資源量に対して漁獲量は適当と考えております。管理目標は、5 年後も産卵親魚が 5 億 8,000 万尾を上回るようにこれを維持することを提案しております。2006 年の A B C は 16 万 9,000 トンであります。

口早に説明しましたが、最後に、皆様のお手元に青い表紙の冊子があります。これはすべての T A C 魚種を含む我が国周辺主要魚種の資源評価の結果を納めておりますので、後ほどごらんいただければと思います。以上でございます。

武田管理課長 ありがとうございます。

それでは、資料 5 - 5 に基づきまして第一種特定海洋生物資源ごとの 18 年 T A C について御説明させていただきます。

まず基本的な考え方ですが、資料 5 - 5 の 1 ページをごらんください。昨年と基本的に変わっておりません。(1)にございますように、ただいま御説明がございましたが、資源評価を基礎に、基本計画に昨年明記した T A C 設定に係る管理方針に沿って T A C 数量を設定しているということでございます。

(2)が魚種ごとの管理方針でございます。後で T A C の各魚種の説明をするときに、それぞれの魚種がこの表のどの分類に入るか、併せて見ていただければということで、説明は省略いたします。

1 枚めくって 2 ページでございますが、2 の(1)ですが、いわし、あじ、さば類の T A C につきましては、T A C の当初配分どおりに漁場が形成されるわけではないという場合もありますので、配分量が不足する県などに追加配分するための調整枠を設けることが必要になるということでございます。

(2)に、管理方針に沿って算出した T A C の基礎とする数量をベースに、大臣管理漁業分については 1.3 を、知事管理漁業分については 1.5 を乗じて T A C 数量を設定して、当初は 1 に相当する分を配分しまして、0.3、0.5 相当は調整用に留保するというので、これも昨年と同じでございます。その下、下線を引いてある部分が昨年との変更点でございます。今年は留保枠の配分につきまして、漁場の形成状況を踏まえつつ、当該資源の採捕の総量が T A C の基礎とする数量以内にな

るようにすることを目安に追加配分する。その意図を基本計画上に明記することといたしております。

(3)のまいわしですが、大臣管理漁業のみ数量配分することや、係数の取り扱いは昨年と同じということでございます。なお、昨年は大臣管理分につきましては、数量自体が小さいということがありまして、全量を当初に配分して留保しておりませんでした。今年(2)に書いてあるように、さば類、まあじと同様に、当初は1を配分し、0.3相当を留保することにいたしたいと考えております。

3の外国とのまたがり資源の関係ですが、TAC算定の際に、我が国の漁獲量比率として原則過去5年間の我が国水域における漁獲量比率の最大値を使用するというところでございます。なお書き以下のところですが、我が国水域における漁獲量比率が不明の資源につきましては、近年の最大漁獲量をTAC数量とするということで、過去の来遊状況を反映させる形でTACを設定したいということでございます。その際に、注にございますが、強制規定が適用されるすけとうだらについては過去7年、適用されないすわいがについては過去5年の最大値をとるということでございますが、このような設定の方法は昨年と同様でございます。

引き続き具体的な18年のTACの数量設定について説明したいと思います。1枚めくっていただきまして、3ページの横表、平成18年度のTAC(案)と、資料5-4、先ほどの17年の追加配分の説明に使った資料の6ページ、7ページも併せてごらんいただく形で説明を進めていきたいと思っております。

資料5-5の18年のTAC(案)ですが、資料の見方として、魚種、系群ごとに、漁場資源課長から説明がございましたが、資源状態とABC limitを左側に整理しております。これをベースに、真ん中にTACの基礎とする数量、17年、18年を並べて書いてございますが、この基礎とする数量の考え方が先ほど御説明しましたTACの管理方針、例えばさんまですと(2)とありますが、それは先ほどの縦のページのTAC設定に係る管理方針の(2)に該当するというところでございます。そしてTAC案と、TAC設定に当たっての留意事項等を備考に書いてあると、こういう整理でございます。

魚種ごとに順番にいきますが、さんまにつきましては高位で減少傾向ということで、ABC limitは昨年より若干減りまして32万7,000トンとされております。TACにつきましては、その範囲内において前年TAC数量と同じ28万6,000トンにしたいということでございます。右側にありますが、漁業生産額が最大になるのは漁獲量20万トン程度のときでございますが、関連産業にも配慮した形で前年と同数量のTAC設定にしたいということでございます。表の中のABC limit、先ほど説明があったと思っておりますが、下の注にありますが、現状の生物的、非生物的環境条件のもとで、持続的に達成できる最大の漁獲量を目指そうとする場合に生物学的に最も推奨できる漁獲量ということでございます。

さんまの全体の数量は28万6,000トンということでございますが、大臣管理、都道府県管理、それぞれの配分ですが、今年、4月の当分科会でお諮りしておりますが、するめいかを除く6魚種については3年ごとの配分比率の見直しの年に当たります。ということで、直近3年間の漁獲実績を用いて配分シェアを算定し直すという形で見直しを行っております。すなわち、配分シェアには最近の漁獲実態が反映された形で、今回新たな配分シェアに基づいて算定しているということでございまして、その結果、さんまについてはどうなるかといいますと、資料5-4の6ページですが、大臣管理分が、北太平洋さんま漁業22万5,000トンということになりまして、知事管理は、

1枚めくっていただいて7ページのさんまの欄、一番左にあります。北海道に2万2,000トン、岩手県に3,000トンという形になります。

その下の宮城県、千葉県等、「若干」という記載になっておりますが、都道府県の配分量の「若干」という意味は、過去の漁獲実績が概ね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがににつきましては10トン程度以下の漁獲実績のある都道府県に対して、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにする。併せて、採捕の数量を前年程度とするように管理するという事で、数量配分ではなくて「若干」という配分にしているものでございます。

まいわしにつきましては、資源の減少に伴って漁獲量が減少していることに加え、漁場形成が不安定だ、定置など混獲でとられる採捕のウエートも高いということで、一定の数量を厳格に管理することが難しいということがございますので、まいわしについては過去の漁獲実績が概ね30トン以上ある都道府県について、すべて「若干」という配分にしておりますので、ほかの魚種とちょっと違った状況になっております。数量を書いていない都道府県は、「若干」の要件に満たない漁獲量しかないということで、資源に対する漁獲圧力が小さいということで、漁獲可能量の管理を必要としないという整理でございます。

次にすけとうだらでございます。すけとうだらにつきましては四つの系群ごとにTACの設定を行っています。先ほど説明しましたように今回TACの設定を見送っております日本海北部系群、太平洋系群についてまず御説明いたします。

日本海北部系群ですが、資源は低位・減少傾向とされておりまして、近年の漁獲実績の3万トンから6万トンを相当下回る1万2,000トンがABC limitとして出されております。資源の減少は、近年の海洋環境がすけとうだらの再生産に好適な状況にないということで、卓越年級群が発生しなくなっていることが原因と考えられておりますが、漁業にとっては現在の親魚をどれだけとり残していけるかという難しい対応が求められているところでございます。

この資源につきましては、今年のTACがそこにありますように5万8,000トンということで、現行の漁獲圧で漁獲した場合の漁獲量を相当上回る数量設定になっているところでございます。18年については現行の漁獲圧を若干下げた場合の漁獲量相当をTACに設定したい。具体的には過去3年の平均漁獲量程度の数量をTACとして設定する方向で、北海道庁や関係する大臣管理漁業の全国団体とすり合わせをしましてまいりました。しかしながら、漁獲量には毎年それなりの振れがあることなどもありまして、北海道知事が管理する漁業におきまして、そういった管理をすることについてなかなか合意形成が難しく、まだ合意形成に至っていないという現状でございます。このため、いまいしお時間をいただきまして次回の審議会に諮問させていただくことにしております。

太平洋系群につきましても資源は低位・横ばい傾向ということで、状況は日本海と同様でございます。近年の漁獲実績11万トンから18万トンに対しまして、11万7,000トンというのがABC limitです。今年のTACは18万5,000トンでございます。現行の漁獲圧で漁獲した場合の漁獲量を上回る数量設定となっております。18年については、日本海北部系群と同様に過去3年の平均漁獲量程度の設定にできないか、すり合わせをしましてまいりましたが、太平洋側につきましては北海道知事が管理する関係漁業種類が日本海よりも多岐にわたっているなどと、より難しい状況がございます。したがって、同様に太平洋系群につきましても次回に諮問させていただくという事で整理させていただいております。

なお、都道府県におきましては国の基本計画を受けて県計画を作成することになりますので、国

の計画でT A Cが五月雨式に決定されますと都道府県の事務が複数回になってしまいます。したがって、「若干」という形で設定になる県につきましては、今回設定すれば1度の事務で済みますので、備考欄にございますように、該当県の過去の漁獲量相当の1,000 トンをそれぞれ、日本海北部、太平洋の系群のT A Cとして設定をしております。資料5 - 4の7ページのすけとうだらの青森、岩手、宮城、山形、新潟、以上5県の「若干」配分が今申し上げました合わせて2,000 トンに相当するものでございます。

残りのオホーツク海南部系群と根室海峡でございますが、また横の表に戻っていただきますが、17年はオホーツク海南部が2万4,000 トン、根室海峡が1万5,000 トンのT A C設定がされております。本資源は隣接するロシア水域とのまたがり資源であって、我が国のみでは管理効果が期待がたい状況にございます。したがって、現状程度の漁獲が継続できる数量設定ということで、過去7年の漁獲量の最大値をとりましてオホーツク海南部は2万4,000 トン、根室海峡は1万4,000 トンとしたいと考えております。

以上の考え方で、すけとうだらにつきましてはT A C合計で4万トンということで、配分につきましてはオホーツク海南部の2万4,000 トンが大臣管理分ということで沖合底びき網漁業に配分されます。それから根室海峡の1万4,000 トンが知事管理分ということで北海道に配分されるということで、資料5 - 4のそれぞれの該当のところにそういう数字を載せております。

次にまあじでございます。まあじについては、太平洋系群はA B C limit 4万2,000 トン、対馬海峡系群は韓国、中国とのまたがり資源ということで、親魚量維持の25万7,000 トンをもとにし、これらを合わせた29万9,000 トンに、右の欄に書いてありますように、大臣管理分1.3、知事管理分1.5の係数を考慮いたしまして42万トンという数字に設定したいと考えております。配分については、先ほど説明しましたように大臣管理、知事管理分とも1.0相当を当初配分、残りは留保枠ということでございます。それぞれの配分数量は5 - 4の表にありますように、大臣管理分が大中型まき網漁業へ12万3,000 トン、各都道府県配分については7ページにあるとおりということでございます。

なお、資料5 - 4の6ページの(注2)をごらんいただきたいのですが、この数量の改定、すなわち留保枠の配分につきましては、今後の漁場形成状況を踏まえつつ、大臣管理分、知事管理分を合わせた当該資源の採捕の数量がT A Cの基礎とする数量29万9,000 トン以内になるようにすることを目安に行う。基本計画にこの旨明記したということでございます。

次に資料5 - 5を1枚めくっていただきまして4ページ、まいわしに移ります。まいわしにつきましては、先ほど御説明がありましたように資源状態の低迷が続いておりますが、海洋環境が資源の増大に好適な状態にあるとは認められないということで、管理方針でいえば(1)の ということでございまして、当面は資源の回復を目指すことはせず、親魚量の維持の数量ということでT A Cを設定することといたしました。親魚量の維持の数量の4万9,000 トンを基礎に、大臣管理分についての漁場形成の変動を考慮しまして昨年と同じ6万トンに設定したいと考えております。配分については、大臣管理分についてはまあじ同様、1.0相当の3万3,000 トンということで、5 - 4の6ページをごらんいただければと思います。知事管理分については、これも先ほど御説明しましたが、すべて「若干」ということで配分をいたしております。

なお、まいわしにつきましては、昨年も議論がありましたが、漁海況の見通しがT A Cの基礎とした資源評価から想定される状況よりも大幅に改善されることが見込まれる場合には、速やかに資源を再評価する。その際、海洋環境条件により資源状態が急激に増減するというまいわしの生物学

的特性を踏まえ、漁業経営に悪影響が及ばないように制度の運営を行うということを基本計画中に明記しております。

続きましてさば類です。まさばの太平洋系群につきましては、引き続き、重点的、優先的に資源を回復させることとして漁獲圧の3割削減に相当する12万トンというTACを用いております。4系群合わせたTACの基礎を44万4,000トンとしまして、これに大臣管理、知事管理、1.3、1.5を勘案して60万2,000トンというTACを設定したいと思っております。大臣管理、知事管理分、それぞれの配分量は、大臣管理分が23万4,000トン、5-4の表の真ん中ほどですが、大中型まき網へ23万4,000トン、各都道府県は7ページにあるとおりでございます。

するめいかでございます。資源の動向は、冬季発生系群が中位、秋季発生系群が高位と比較的良好で、ABC limitの合計数量も昨年が35万9,000トン、今年が35万トンということで、その差は9,000トンと、ほぼ同じ状況です。ABCの差9,000トンにつきましては、若干の振れもありますが、TACについては昨年と同じ35万9,000トンに設定したいと考えております。なお、するめいかにつきましては、ほかの魚種から1年遅れて平成10年からTACの対象となっております。したがって、大臣管理分と知事管理分の配分比率の見直しについても1年遅れで、来年行います。このため、大臣管理、知事管理分の数量もすべて昨年と同じ数字という形になります。

最後にずわいがにです。5ページをごらんください。まずA海域、西部日本海でございますが、安定的な漁獲量を継続できることに配慮するという考え方でTACを設定しております。17年TACが5,500トン、18年のABC limitも同じ5,500トンですので、同様の5,500トンに設定したいと考えております。

B海域、北部日本海ですが、ABC limit 290トンをそのままTACに設定したいと考えております。

その次のC海域、北海道西ですが、ABC limitが過去の漁獲量の1.1倍ということで算出されておまして、16年43トン、17年38トン、18年42トンとなっております。17年のTACの43トンは16年のABCの値に相当するものでありますが、この間、資源は一貫して増加傾向にあることから、TACは引き続き43トンに設定したいと考えております。

D海域、オホーツク海ですが、この海域は我が国のみでは管理効果を期待しがたいロシアとのまたがり資源ということになりますので、現状程度の漁獲を継続できる数量を設定することとしまして、過去5年の漁獲量の最大値をとって、昨年の1,200トンより200トン少ない1,000トンに設定したいと考えております。

最後、E海域、太平洋北ですが、中位水準にありまして、ABC limitは17年410トン、18年310トンで、17年のTACを上回っておりますが、若干の変動を見ているところでございます。安定的な漁獲量を継続しつつ資源量を維持するため、昨年同様の280トンにTACを設定したいと考えております。

ずわいがにの大臣管理、知事管理の配分は資料5-4のとおりでございますが、A海域、B海域については昨年同様、関係業界間の合意に基づき大臣管理、都道府県間における当初配分と実際の漁獲の調整のために7%の留保枠を設けております。この留保分については、資料5-4の6ページ及び7ページの(注3)にありますとおりでございます。採捕の動向等を踏まえて改定を行うことを基本計画の中にも明記しております。具体的な配分については19年1月ごろに行うことになろうかと思っております。オホーツク海の海域については、17年TACの追加配分のところで御説明しましたが、関係業界の新たな合意に基づき留保を設けずに当初ですべて配分するというところでござ

います。

以上が18年のTACについての説明ですが、今説明いたしました内容につきまして、すべての県に照会をしております。幾つか御意見をいただいております。ほとんどがTACの配分比率の見直しによって18年の配分数量が17年よりも減少することになったケースに関するものでございます。

御紹介します。まず、さんまについてですが、北海道から、「知事管理量について、今回提示された2万2,000トンは北海道の知事管理漁業の実態を考慮していないと考えます。さんま漁業が本格的に開始される7月までに関係漁業者との協議を踏まえ追加配分されますようお願いいたします。」との意見が出されております。

また、岩手県からは、「平成17年の漁獲実績が伸びていること及び過去の漁獲実績が多かったことから、関係漁業者の協議によって本県の配分数量の追加について合意がなされた場合には見直しを行われますようお願いいたします。」といった意見が出されております。

以上、さんまについて北海道、岩手から意見が出ていますが、TACの配分については3年ごとに過去3年の漁獲実績を元に見直す、ただし、関係業界で別途の合意がある場合にはそれを尊重するという共通ルールで行っておりまして、個々の要望にすべて応えていくことは困難でございます。ただ、さんまにつきましては来年の漁期に向けて検討課題も少なくないということで、今後、大臣管理漁業、知事管理漁業の関係者の中で幅広く、さんま漁業全体をどうしていくかという議論が行われることになると承知しておりまして、その中でTACの配分についても何らかの合意ができれば数量変更等の対応をしていきたいと考えております。

さんまは以上ですが、すけとうだらについて北海道から、今回TACの配分をしなかったものもありますが、配分をする根室海峡系群について、「漁場環境等の条件によっては配分量に不足が生ずることが予想されることから、このような状況になった場合には迅速に漁期中における資源評価の見直しを行い、期中改定の対応がなされるのであれば、やむを得ないと考えます。」という意見が出されています。

あと、ずわいがにについて富山県と京都府から意見があります。富山県からは、「数量については過去の漁獲実績や漁獲可能量の推移等から少量過ぎるものと考えております。漁獲可能量の増量が困難であれば、状況に応じて優先的にTAC留保枠の配分を行っていただくなど、本県ずわいがに関係漁業者の操業に支障がないよう十分な御配慮をお願いいたします。」京都府からは、「漁期中の留保枠の配分について御配慮をお願いいたします。」といった御意見がございました。以上、長くなりましたが、18年TACの配分についての説明でございます。

最後に18年TAEの設定について簡単に御説明します。資料5-6をごらんいただきたいと思います。TAEの平成18年設定における変更・追加内容についてでございますが、ここにありますとおり、今回設定内容の変更・追加を行うものは、あかがれい、さわら、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれいの5魚種でございます。

内容について簡単に御説明します。まず、あかがれいですが、TAE管理の対象漁業となっているのは1そうびきの沖合底びき網漁業でございますが、石川県の漁船が資源回復計画に基づき1隻減船をした。それから、TAE管理の対象漁業であります小型機船底びき網漁業におきまして兵庫県が2隻からゼロになったということで、これに応じてTAEを見直すというものでございます。

その次のさわらですが、さわら流し網漁業につきまして、他種漁業との調整の結果、広島県、香

川県で知事許可の期間の変更があったということで、これに応じてT A Eを見直しております。

まがれいについては、かれい固定式刺し網漁業におきまして、山形県の一部地域において資源回復計画に基づき休漁措置を行うことになったということで、これに対応したT A Eの見直しでございいます。

4番目のまこがれいですが、先ほど諮問第96号で御説明しましたが、周防灘の小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画に対応する形で、平成18年からT A E管理を行う。具体的には、1枚めくっていただきまして2ページに太枠で囲んでおりますが、小型魚の採捕の制限、それから休漁期間の設定を行うこととしていますが、これと連動する形で対象海域である周防灘海域におきまして山口、福岡、大分の小型機船底びき網漁業につきまして、盛漁期、1月1日から2月10日の間におきまして新たにT A Eを設定するというでございいます。

1ページに戻っていただきまして、最後のやなぎむしがれいですが、茨城県の小型機船底びき網漁業におきまして2隻減船ということで、これに対応するT A Eの見直しでございいます。以上が平成18年のT A Eの設定の関係でございいます。

諮問第97号に係る説明は以上でございいます。よろしく願いいたします。

山下分科会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど紹介いたしました北海道の奥野漁業管理課長さんから御説明をいただきたいと思ひます。

ではお願いいたします。

奥野北海道庁漁業管理課長 北海道庁漁業管理課長の奥野でございいます。水産政策審議会資源管理分科会で発言をさせていただく機会を得ました。山下分科会長初め委員の皆様方に感謝を申し上げる次第でございいます。

今回、基本計画の検討に関しまして、水産基本法の38条の規定に基づき意見を求められ、特にさんまとすけとうだらにつきましては、採捕の停止あるいは停泊命令、いわゆる強制規定の対象魚種となっております。これを踏まえまして北海道としての考えを述べさせていただきたいと思ひます。座らせていただきます。

まず、さんまについてでございいますが、北海道への配分量が、昨年3万7,000トンという数量だったのに対しまして今回2万2,000トンと、数量で1万5,000トン、率にして40%を超える大幅な減少となっております。この理由については、今回、知事管理分と大臣管理分の配分シェアの見直しの年に当たっておりまして、過去3カ年の北海道知事管理分の漁獲実績が大臣管理分に比べてシェアを落としたことによるものでございいます。しかしながら、さんまの資源水準が非常に高位である中、また、今回示されているA B C limit32万7,000トンでありまして、全国T A C 28万6,000トンを大幅に上回っていることから、知事管理T A Cを昨年と同じ3万7,000トンにしても、さんま資源の継続的利用という観点からは資源の管理上、特に問題は生じないものと思われまふ。また、このたびのさんまT A Cは、漁業生産額あるいは関連産業などにも配慮した設定であるとのことでありますので、北海道知事管理漁業者の経営など地域事情にも十分配慮する必要があると思ひます。

北海道の知事管理漁業は、主として前浜に漁場が形成されたときに漁獲を行っていることや、近年、ロシア主張海域に主漁場が形成されるなど、回遊状況によって漁獲対象となる資源が大きく変動する漁業であります。また、最近の燃料油の高騰により遠方での漁獲が漁業経営上ますます困難となっている現状にございいます。

さらに、さんまのT A C管理は太平洋海域だけではなく、オホーツク海海域も含めたものとなっ

ております。オホーツク海でのさんま漁業が始まるのは、通常、太平洋海域での知事管理漁業の終了間際の10月下旬ごろとなっていることから、この漁場形成に備え、オホーツクの沿岸漁業者や、太平洋から入域する漁業者のために一定量のTACを残しておかなければなりません。ちなみに、平成17年におきましては7,500トンをおホーツク海海域分の調整枠として別途確保してございます。この調整枠分は太平洋海域での漁獲量にかかわらず確保しておかなければならない数量となっていることについても御理解をいただきたいと思っております。

また、さんま漁業の知事許可隻数については、平成12年の642隻から現在の17年まで全く変わっていないことや、平成11年から13年に3万トンを超え、特に平成13年には知事管理分として3万2,000トンを超える漁獲があったということも御理解を賜りたいと思っております。

以上のことから、今後とも関係漁業者の理解を得ながら適切な資源管理に取り組んでいくためには、北海道知事管理TACとして前年と同じ3万7,000トン、もしくはこれに近い数字のTACが必要と考えております。北海道としては、今回提示された2万2,000トンでは知事管理漁業者の経営などの地域事情や海域事情が反映されたものになっていないと判断せざるを得ませんし、知事管理漁業者の理解を得ることは全く不可能であることを、委員の皆様にはぜひとも御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次にすけとうだらについて発言をさせていただきます。すけとうだらの日本海北部系群についてであります。当海域の知事管理すけとうだら漁業者の実感として、資源は、多少は減少傾向にあるものの、極端には減っていないという認識を持っております。また、近年の知事管理漁業の漁獲減少につきましては、主に荒天により出漁日数が減ったことや、産卵親魚のとり残し、これはミズコの出現等の時でございますが、このため操業を早めに切り上げるなど、従来から自主的かつ積極的な資源管理に取り組んできたことによると考えております。また、現在、大臣管理漁業者と協力をして資源回復計画の策定に向けた検討を行っているところでありますが、大幅なTACの減少はこれらの資源回復に対する意欲を著しく阻害するおそれがあります。以上のことから、北海道としては前年と同じ2万トンの配分を要望する次第でございます。

次に太平洋系群すけとうだらについてであります。今回提示がありました配分量、4万8,000トンという数字ですが、これは平成17年と比較いたしまして、全国TACで3万5,000トン減少したのに対し、北海道分が3万6,000トンの減少と、全国の減少数字を上回っており、到底知事管理漁業者が納得できる数字ではありません。

また、従来から北海道においては当海域を道南と道東に分け、それぞれ道南太平洋刺し網、道東太平洋刺し網のTAC管理協定を、さらに道南については道南太平洋まち網の三つのTAC管理協定を締結して資源管理に取り組んでまいりました。このような状況で、昨年の漁獲実績が7万5,000トンを超えていることから、漁業者間ではこの協定の遵守はもちろん、平成18年度の操業にも大きな期待を抱いておりました。にもかかわらず今回提示された4万8,000トンでは、到底知事管理漁業者の理解が得られないばかりか、これまで取り組んでまいりました資源管理の枠組みそのものが崩壊しかねません。再度大臣管理漁業者、知事管理漁業者の意見を聞きながら、双方が納得できるようなTACの再設定をお願いする次第でございます。

その他の魚種、海域TACについては特に意見はありません。

最後に、TACの管理につきましては今後とも地元関係漁業者と密接な連携を図りながら適切な管理を継続してまいり所存ではありますが、ただいま御説明申し上げた件、委員の皆様方の御理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げ発言を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

ました。

山下分科会長 どうもありがとうございます。

諮問第 97 号ですが、非常にたくさんのお話があったので、おさらいと申しますか、項目だけ申し上げます。

大きくは三つの話と管理課長さんからございましたが、まず最初が T A C の 17 年の期中の見直しのごことでございました。これは割と簡単に話をしていただいた。二つ目は 18 年の T A C のことですが、ここでは資源量について漁場資源課長さんからカラーの資料で説明をしていただきました。この話に基づいて、18 年の T A C の案が示されたということです。これが管理課長さんの話でした。それに追加してと申しますか、もう一つは T A E でございますが、これの 18 年の案。追加等があるということで、これは割と簡単な話としてお話をいただいた所です。その後、北海道の奥野漁業管理課長さんからは、T A C の 18 年案の中のさんまとすけとうだらのことについて、要望をお話しいただいたということでございます。

ちょっと時間がかかってしまいましたが、そういうお話があったんですが、どこからとは申しませんので、この件につきまして御質問、御意見、出た順に検討していきたいと思いますが、何か御質問、御意見ございませんか。

では保田委員。

保田特別委員 さんまの部分に関しまして道庁の水産林務部から御説明を伺いました。我々大臣管理をしている全さんまの役員として一言申し上げたいと思います。

18 年度の T A C の管理ということで、大臣管理分 22 万 5,000 トン、道知事許可、北海道の分が 2 万 2,000 トン、岩手県 3,000 トン、こういう数字が提示された中で、北海道から、先ほど奥野管理課長からも要望として御説明があった。我々大臣管理をしている全さんまといたしましても非常に危惧するところがございます。

というのは、御存知のように平成 17 年度のさんま漁業は、昔から言われている「大漁貧乏」、正にその状況でございます。今、T A C 管理上 20 万 4,000 トンのところ 90 % 近くを消化しまして、来週中にも操業の停止が下されるというふうな現状でございます。本年度の現状をお話ししますと、漁期当初から組成が大型魚で、数量的にも非常に揚がった。生鮮食料としてどんどん消費地に送られた関係上、我々大臣管理漁業者の漁獲可能量の管理要領にのっとった積荷制限、24 時間休漁、48 時間の休漁が、漁期当初から、現在もまだ続いている状況でございます。そういう状況の中で、我々大臣管理漁業は 12 月 31 日まで漁期がございます。しかしながら 11 月中旬で大臣管理分の数量を消化し終えるという状況でございます。

知事管理分の話になりますが、知事管理分を 3 万 7,000 トン、昨年どおりにしていただきたいという話が北海道から出てまいりました。我々も大臣許可の分野で、知事許可の道東小型さんま協会ともお話をしていた。許可権者が違う中で操業方式が違っているわけです。北海道が管理している刺し網に関しましては 7 月 9 日から、我々大臣管理は 8 月 1 日から 12 月 31 日までの漁期でございます。毎年全さんまの中で話になるのは、果たして 7 月 9 日からの漁期が本当にいいのだろうか。我々はいろいろ調整をしながら 8 月 1 日のものを 8 月 7 日、または 8 月 15 日というふうに変えながら管理をしているという状況でございます。

来年度 22 万 5,000 トンは我々にとって、来年度の組成がどうなのか、そして 22 万 5,000 トンは多いのか少ないのか、こういう部分に関しても非常に不安な要素がたくさんございます。同じ魚種、同じ海域で知事許可と大臣許可が競合した中で、どういう漁期の設定がいいのか、解禁日がいいの

か、どういう管理をしていったらいいのか、そのときには道の知事管理の部分と一緒に管理をしながら、いろいろな調整をしていく中で、合意が得られればそういう形で進めていきたい。いろいろなものがない中で、ただ増やしてくれ。現状を見ると、ただ増やすことが果たしていいのか悪いのかということになりますので、一番早い知事許可分で来年の7月9日です。それまで時間が過ぎますので、北海道と、大臣許可の我々と、水産庁、道庁を含め、漁業者間同士でもお話をしながら、合意に持っていけるような形で進めていきたいなと思っております。一言意見として言っておきます。

山下分科会長 それでは市山委員さん、お願いします。

市山特別委員 保田さんも北海道、私も北海道で、さんまのことについて相対する形になるんですが、大臣枠が増えたことに対して私は異論は全然持っていません。ただ、17年に大臣枠が20万4,000トンあったのに、18年度に22万5,000トンに増えていく。反面、知事枠、道に配分されるものが3万7,000トンから2万2,000トン、1万5,000トン減って3分の2になる。

この算定基準は、御説明を聞くと漁獲配分比率を過去3年間のデータで見直すという形なんで、それによれば確かにそういう数字になると思うんです。ただ、これに着業している船をよく見ると、私はさんまをやっていませんから公平な目で見まして、この人たちは10トン未満が主体で、複合経営です。1カ月間流し網をやって、その次にいか釣りに転業する者、あるいは雑刺しに転業する者、複合経営でしていますから、1カ月というのは、本当にこの人たちにとっては勝負のかかる1カ月なんです。

今年のさんまは沖合に相当な量が形成していた。この沖合と沿岸というところに漁獲量の明暗が分かれるわけです。この人たちは人数も少ないし、ちょうど7月は霧のかかる時期なんで、そんなに沖合に出られませんから沿岸寄りです。ですから沖合に形成される年が何年か続くと漁獲量が著しく減少するというのが過去3年間のデータに大きく影響しているのではないかな。

ある人に聞いたら、来年は大変燃油も高くなって、イカ釣りに転業する人も、これにもう少し携わりながら経費節減をしてペイしていきたいということで、かなり期待をかけているわけですね。それが出鼻からこういうことになると、漁獲努力が著しく欠けるのかな。こんな気もします。

私は、全体にTAC数量が減るのであれば、漁業者は血の涙を流すというのが応分の責任だと思いますが、全体枠が、今年も来年も28万6,000トン、変わりなくて、こちらだけ減らすというのは、奥野課長さん、担当する課長さんですから、浜へこれから入ったら大変な目に会うのではないかなと危惧しております。このことについて、水産庁ももう少しすり合わせを。来年の漁期までになんていう話になると、この委員会が反映されなくなりますから、次回の委員会にでもその辺の調整をしていただきたいな。

それから、すけとうの件ですが、これも太平洋と日本海北部、調整中で、次回にきちっと数字がでるという話を聞きながら、皆さんも知っているとおり、普通は12月に漁期を終わるんですが、すけとうだけは12月をまたいで2月ごろまで、あるいは3月ごろまで操業するんです。皆さんも知っているとおり、北海道の12月、1月、2月の季節風というのは、日本にある測候所の中でも、富士山の測候所よりも江差の測候所が風力が強いと言われるぐらい季節風が強いときに、10トン未満の船ですよ。ですから去年のように、9月の18号台風からずっと時化続けていると、漁獲努力を何ぼしても沖へ出られませんから、そういう数字が算定基準になるのかな。そうすると最初から漁獲意欲をなくすようなことになるのではないかな。

特に道南太平洋の数字なんか、著しく落ちるもんですから、何とかひとつ、課長さんがおっしゃ

ったことを加味しながら調整していただきたいな。このように思いますので、北海道同士の話になりますが、その辺よしなに、ひとつ御理解いただきたいと思います。

山下分科会長 さんまとすけとうだらの話が出ましたが、この件について御意見なり御質問をもう少しいただきたいと思います。

伊藤委員お願いします。

伊藤特別委員 さんまのことで、今3人の方から御発言があったんですが、私は、資源というのは単に漁業者だけのことでなくて、国民全体の大事な資源だと思っんですね。これを大事に使っていくことが大切だし、その前提には、再生産がきく、資源を十分に使って、漁業が安定して続けていかれることが一番大事なことだと思っんですよ。それはみんなで考えていかなければいけないと思います。

その意味で、私は今年の反省から、まず漁業のスタートの時期ですね。さっき保田さんも触れられましたが、知事許可と大臣許可がスタートの時期が違う。さんま全体のマーケットが、初荷から全国的に散らばって、今年のさんまはこうだ、あるいは値段的にはこうだということがスタートである程度決まってしまうという言葉がございました。その点で、スタートの時期については水産庁、お国と知事許可のところ十分に調整していただきたい。スタートの時期がさんま全体を左右しちゃいますので、そこは一番大事なところだと思います。

2番目には、今年は大型魚が多かったわけですが、来年は少し様子が違うようでございますが、洋上での選別というのは将来的にはやめるべきだと思っんですね。そうでないと、ほとんどが生鮮向けという大型サイズに集中した場合に、マーケットがつぶれてしまうということがございます。したがって私は、天然の組成で水揚げしていくことが一番大事だと思っんです。小さいもの、あるいは、例えばえさ用に使われていく、そういうようなさんままで水揚げしていくべきだと思います。

ただ、来年の大きさは揚がってみなければわからないんですが、もし今予想されているような小型魚が増えてくるということになると、選別をやめてしまったときにリアクションが起こり過ぎるという問題があるのかもしれない。したがって、この取り扱いについては知恵を集めていかなければいけないと思いますが、究極的には選別はやめるべきだと思います。

それから、T A Cのこれからの運営のことですが、私はお役所と漁業者だけでお決めになっていくのではなくて、加工業者、あるいは流通業者、そういう人たちの意見も常時間きながら、協議をしながら、みんながうまくいくように、この資源が大事に使われていくように、そういうことで運営していくべきだと思います。その点で、さっき保田さんから痛切な御発言があったわけですが、みんなで考えて、大事な資源を上手に生かしていく、そして漁業が再生産がきくようにしていくことが一番大事なんだと思います。以上、さんまについて発言します。

山下分科会長 ありがとうございます。

先ほど保田委員から手が挙がっていましたが。

保田特別委員 武田課長さんでもよろしいんですが、再度聞いてみたいんですが、28万6,000トンという数字、その内訳が大臣許可分が22万5,000トン、北海道分が2万2,000トン、岩手県が3,000トンという数字の中で、昨年来使われているその他の内訳を見ると、対ロシアと対韓国に対して使用していますよね。韓国がたしか7,000トン、対ロシアが1万5,000トン位だったですかね。そうすると残量が出ますよね。その辺の利用というか、そういうものはどういうふうに見たらいいのかなという。

武田管理課長 お尋ねの28万6,000トン、全体のさんまのT A C、それから大臣管理漁業への22

万 5,000 トン、北海道への 2 万 2,000 トン。今お話にあったように、韓国、ロシア等、外国枠を想定している分は 28 万 6,000 トンの中に入っております。結果的にどれぐらいになったかということではありますが、これからそれぞれの国との漁業交渉で割当枠等について協議をしていく時期ですので、具体的な数字は申し上げられませんが、委員からお話のあった、近い数字を想定していることは事実でございます。

その他に、先ほどの説明の中で「若干」という配分のものでございますので、そういったものを積み上げると、想定としての割り振りという形では基本的には全部が配分されているという形になりまして、漁期末になって本当に外国の割当がどうなったか、結果として差があるかもしれません。そういったところで、すき間が全くないのかといえ、どうかということではありますが、基本的には全部が張りついているということでございますので、全体の 28 万 6,000 トンは、先ほど保田委員からも、こういった大漁貧乏という状況の中で、T A C は安定的に設定するというのが本審議会での議論の大宗を占めていたということで、基本方針としては前年同、資源の状態は昨年と比べれば若干悪くなっている状況だけれども、同じ数字を使うということで今年は設定している中で、追加配分という意味での留保分という意味では、枠は基本的にはないと御理解いただければ、その方が間違いないと思います。

配分方法について若干言いますと、かつては、さば類とか、あじとかと同じように漁場形成を見て留保を持って配分するというやり方をやっていたこともあったんですが、やはり安定的な T A C を 1 回で設定した方がいいという議論の中で今のような形になってきています。3 年の漁獲実績ということでやっておりますので、今議論に出たような形で、実際の漁場形成、沖合の方で主としてとれていて沿岸でとれていないという中で、それが来年の T A C に反映されて、なかなか難しいという問題があることは理解はしておりますが、まずは、北海道の奥野管理課長からお話があり、保田委員からもそれを受けて、漁期のスタート時期の問題とか選別機の問題等がありましたが、いろいろな問題を検討する中で T A C 配分についても合意を見出せばということでございましたので、そういう中で議論いただければと考えております。

さらにその先の話として、漁業経営を勘案するというさんまの T A C 設定の基本に立ち返れば、沿岸も含めた全体の経営が維持できるような配分方法について、まずは業界の方で話をさせていただくのが先決だと思いますが、水産庁としても柔軟に考えていくこともあり得るということでございます。

宮原沿岸沖合課長 漁業を取り扱う原課として一言申し上げておきたいのは、さんま漁業については、皆さん御承知のとおり関係者が非常に問題に思っていることがあります。T A C の配分だけではないんですね。2 年前にも同じように、とれ過ぎて、漁期の後に反省したにもかかわらず、よりひどい状況が今年起こってしまったということは、根本的に考え直す必要がありまして、漁業をあくまで原課としては、この漁期が終わり次第、関係者と話し合いを開始したいと考えています。そうでないと、先ほど伊藤委員からもお話がありましたが、消費者まで安定的にさんまという品物を届ける状況にないと私は見ておりますので、ここで出た御意見も参考にして関係者の話し合いを持つことに水産庁も積極的に関わっていくというふうに御理解ください。

山下分科会長 今のお話は、さんまについてということですね。

ほかには御意見いかがでしょうか。

どうぞ、福島委員。

福島委員 とりあえず、さんまとすけとうの話は終わったんでしょうか。まだ続いているんですし

ようか。私が申し上げたいのはさばのことなんです。

山下分科会長 どうぞ、始めてください。

福島委員 資料5 - 2の11ページの注のところに、まあじ、まいわし、まさば・ごまさば云々とあって、その文章の中ほどから、都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、この表の漁獲可能量の範囲内において改定を行う。さっきの説明を聞いていて、そうかなとも理解できたんですが、ちょっと聞きたいのは、18年度のまき網さば類のTAC上限については、17年度は数字で出していましたね。今回は文章ですね。これは何か内容に違いがあるということなんですか。これを1点お伺いします。

山下分科会長 お願いします。

武田管理課長 今御質問のあった点ですが、先ほどはさらっと言ってしまったので、さばも、まあじも同じ考え方ですが、それぞれ大中型まき網と知事許可部分に分けて留保枠の分が昨年までは数字としてあったけれども、今年はそれが1本になっているということなんです。これまでの考え方は、大中型まき網漁業に対して設定した上限数値の範囲内で追加配分を行う。都道府県は残りの留保分から追加配分を行う。そうやれば結果として、大臣は1.3、知事は1.5で配分しますが、全体の漁獲実績がTACの基礎となる数量以内になるはずだという考え方でやってきていたんですが、一般的にはわかりにくいということがありまして、むしろ大臣管理、知事管理の間のミシン目を形の上ではなくして、考え方としては、漁場形成によって留保枠でとらせませんが、全体の漁獲実績は最後は基礎となる数量の中に納まるようにしなければいけませんよということを基本計画にきちんと書いた方がいいだろうと。

ただし、実際の運用は、委員がお尋ねのように、留保枠に見えないミシン目があるという形でとりあえずは追加配分を行って行って、状況によって見えないミシン目を越えた形で漁場形成が変わる可能性もある、そういうときには弾力的にそれに応じて追加配分ができるような形にした方がいいだろうということですので、そこは御理解をいただければと思います。

福島委員 結局、知事配分をしたところに必ずしも割り当てられた数量が回遊してくるとは限らないわけですね。そういうことの移動がありますよということですね。

武田管理課長 大臣管理分と知事管理分の中での流用もあり得るということで、そこは漁場形成により弾力的に対応しようということですのでございます。

福島委員 わかりました。

山下分科会長 宮原委員。

宮原委員 手続論なんです、諮問のあり方なんです、諮問が中身的には三つあって、17年度の追加配分と、18年度のTAC、18年度のTAE、全部一括して承認しなければいけないんですか。例えば分離して、17年度の追加の部分と18年度のTAEはこの場で承認をする、18年度TACについては、いろいろな意見がありますので、それは継続審議にするといったやり方はあるんでしょうか。

山下分科会長 どなたかお答えをお願いします。

武田管理課長 形式的には、今言われた、分けられないかということは、ちょっとわからない部分がありますが、いずれも基本計画の改定ということで、TAEの設定も含めて18年に向けた基本計画の新たな決定ということで一括して御審議をお願いしているということですのでございます。

実態的な話としては、今日、すけとうだら、さんまについて御意見が出ましたが、さんまについては漁業全体を関係漁業者で議論していく中で、配分方法については、変えた方がいいという話で

合意に至れば、それを受けて次回以降、漁期に間に合う形でさらに改定を行う用意は我々としても考えておりますので、そのように対応していただければと思いますし、すけとうだらについては、当初御説明したように、資源評価の実態と漁業の現場としてどこまで対応できるか、かなり乖離がございますので、我々として御提案させていただいているものを関係者に御説明をし、調整を図っていきたいと考えておりますので、全体として今回御承認をいただけるようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

宮原委員 最後の課長のおっしゃる意味が、わかったようなわからないような、頭が悪いもんですから。

要は、ここで承認をとっても、後で調整をすることによって修正が可能だと、こういうふうを受けとめていいわけですか。

武田管理課長 さんま、すけとうだらを含めて今回の諮問案の内容で御了承をいただいた上、決定し、その後、必要な計画の見直しを行うということでございます。

山下分科会長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

桜本委員。

桜本委員 資料5 - 7でお聞きしたいんですが、9ページのスライド 18、マサバの再生産関係というところで、45万トンより産卵親魚量が多い場合には現状より大きい加入が見込めるという御説明があったように思うんですが、その意味がよくわからなかったのもう一度御説明いただけますでしょうか。

山下分科会長 では漁場資源課長さん、お願いします。

奥野漁場資源課長 9ページのスライド 18でございます。私が申し上げたのはそのとおりでございます。縦に青い線が引いてございます。これが45万トンという親魚量。過去の実績から見ると、親魚量が45万トン以上あると、右の方の青い線、さらには赤い線ということで加入量が増えると申し上げました。以上でございます。

桜本委員 私の理解だと、赤い線は確かに増えるんですが、青い線のとときは資源が減るのではないかと理解しているんですが、その点はいかがでしょう。

奥野漁場資源課長 傾向でいいますと、青い線が右の方に行きますとカーブが下がっているということで、見方によってはそういうことも成り立つかもしれませんが。しかし大事なことは、最低限青い線、それからさらに45万トンを確保する、赤い線の水準を目指そうということでこういう調査結果を出しているところであります。

桜本委員 もう1点質問があるんですが、再生産関係としてどういうモデルを考えるかというのも非常に重要だと思うんですが、その点に関して、スライド 18で示されたような再生産関係、二つ当てはめてありますが、こういう再生産関係に対して研究者の間では批判している方もいる。漁業関係者の間でもそれに批判的な立場をとっている方もいまして、来年度どうこうということではないんですが、19年度以降、ABCなりTACを決定する時に、マサバだけではないんですが、主要な資源について再生産関係を見直すということは水産庁としては考えられていないんでしょうか。その点をお聞きしたいんですが。

奥野漁場資源課長 ただ今の件でございますが、翌年の資源調査の設計というんですが、それについては事前に水産庁、水産研究所の研究者の皆さんとよく相談した上でやっていきますから、今の御指摘を踏まえて研究者と話し合いをしていきたいと思っております。

山下分科会長 よろしいですか。

桜本委員 ありがとうございます。

長谷資源管理推進室長 今の話に関連して言えば、T A Cの設定の考え方で言いましたように、まいわしと違って、まさばについては状況がよくなりつつあるのではないかという認識が前提にあって、親魚資源を回復させていこうということなんですが、桜本委員御指摘の資料は、45 万トンを目指すオレンジのラインに乗せられるのではないかということで、45 万トンに持っていくということでA B Cが計算されているんですが、昨年時点での資源量が11万トンで、11万トンを45万トンに持っていくことについては相当の努力量削減が必要で、それは漁業者の対応が困難であるということで、資源回復計画をやり、努力量の3割削減をし、当面の目標として親魚量18万トンを目指して取り組んでいる。そういう考え方に沿って先ほどのT A Cは設定していると御理解ください。

山下分科会長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

諮問97号についてはいろいろな話が出たと思いますが、このあたりで質問ないし御意見を一応締め切りまして、諮問97号については原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

いつものようなきれいな決定の仕方ではないので、ちょっとおさらいをさせていただきますが、水産庁におかれましては、北海道と協力をして、次回までにすけとうだらのT A Cがすべて設定できるように関係者との調整に努めていただきます。よろしくお願ひします。それから、さんまにつきましても、大臣管理漁業、知事管理漁業の関係者の方々の話し合いをしていただくと同時に、それ以外の関係者といひますか、すべての消費者が関係者ということになりますが、当事者間というよりはもう少し視野を広めて、この漁期が終わったら沿岸沖合課長さんのところでやっていただけということでございますので、調整をお願いしたいと思ひます。

北海道の奥野漁業管理課長さん、今日はどうもありがとうございます。

それでは、次回に中間報告なりが出されることを待ちたいと思ひます。

諮問第98号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部 を改正する省令について

山下分科会長 それでは、次の審議ですが、諮問第98号、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について」、説明をお願いいたします。

坂井企画課長 企画課長でございます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。資料6です。

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令並びに承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法第65条第5項及び水産資源保護法第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容でございますが、1枚めくっていただきまして、これまで数回にわたり同様の改正をさせて

いただいておりますが、御案内のように市町村の合併が多数出てきております。漁業法に基づく規定で地名を引用している場合、市町村の名前を引用しているケースが多いということで、市町村の合併に伴い、その名称を改める内容のものでございます。

3ページ、4ページに一覧で掲げてございます。それぞれ、合併予定日が来年の3月31日まで、異なった日に予定されております。それぞれの合併の日に効力を発生する形でこのような修正を行う。以上の内容のものでございます。以上です。

山下分科会長 資料は分厚かったですけれども、説明は短かったので、ただいまの説明について、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

それでは、諮問第98号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

〔報告事項〕

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

山下分科会長 次に報告事項に入ります。「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」、説明をお願いいたします。

坂井企画課長 続きまして企画課長でございますが、資料7に基づきまして簡潔に説明をさせていただきますと思います。

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について、現在の状況を説明させていただきます。

1ページをお開きいただきまして、指定漁業の許可、全部で11種類ございます。種類に応じまして許可期間が5年及び1年になっております。今日も小型捕鯨業と中型さけ・ますについて公示の説明をさせていただきましたが、外国との関係、条約との関係で1年に期間が定められているものがございます。それ以外は5年ということで、それぞれ期間を定めておりまして、この表にありますような許認可数の移動がございます。

御案内のように、許可数、認可数、それぞれ前年と同じもの、あるいは減少したもののいずれかでございます。ちなみに、前年同ものが以西底びき、日本海べにずわいがに、小型捕鯨業、中型さけ・ます、以上につきましては許可の数が前年と同、それ以外のものにつきましては、それぞれ一定の減少をしております。

詳細については割愛させていただきますが、例えば沖合底びき網漁業の場合、416から403、13許認可の数が減っております。この内容といたしましては、自主廃業がなされたもの、資源回復型の減船、再編による減船がなされたもの、また、認可が消滅したものがございます。以上の結果として13隻の減少という状況でございます。

また、2ページ、3ページ、4ページに、ここにごきます数の移動につきましてトン数別の内訳を示しております。

それから、参考でございますが、5ページに指定漁業の漁獲量ということで、それぞれの漁業種類によって漁獲された漁獲量につきまして、対前年の移動を説明しております。ちなみに、指定漁業による漁獲量の合計は19万トンの減少となっております。以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

〔その他〕

山下分科会長 以上で本日予定しておりました議事については終了いたしました。この機会に、本日の議題にかかわらず、何かございましたら、何でも結構ですので御発言を賜りたいと思います。

遠洋課長さん、お願いします。

山下遠洋課長 遠洋課長でございます。先ほど、小型捕鯨業の諮問の議事の際に御質問がございました定置網に混獲されたひげ鯨等の頭数につきまして御報告申し上げます。

昨年1月から12月の1年間で定置網に混獲されたひげ鯨等は121頭報告されております。以上、御報告申し上げます。

山下分科会長 ありがとうございます。質問された方が退席されているんですが、後でお知らせしたいと思います。

では三鬼委員、お願いします。

三鬼委員 台湾のまぐろのことについて要望したいと思います。ここにI C C A Tの議長さんもおられることでありますし、ちょうどいい機会でございますので。

私たち、去る2日に台湾資本によるまぐろ資源の目に余る乱獲について決起集会を開いたわけですが、御承知のことと思います。我が国は水産庁の努力によりまして彼らに対して既に1年前にイエローカードを突きつけてあります。減船ということについて、6年前にF A Oの勧告に従いまして大型の減船132隻を断行したという我々の実績がありますが、その後も数多くの仲間が現在の環境に耐えられずに倒産・廃業が続出してあります。その間、台湾は便宜置籍船、国際規制に触れない小型船を含め狼藉の限りを尽くしております。

漁獲枠ということにつきましては、国際的な批判をかわすためにフィッシュロングリングといったことをあらゆる海域において展開しております。また、彼らが120隻という減船を表明はしておりますが、その実態というものは、既に老朽化して使うに耐えられないようなもの、既に沈没してこの世にないものをその数に入れているのが実態であるということが明らかになってきております。

このような事態を抜本的に解消するということになりますと、もはや国際的な圧力のもとにその実行を迫る以外に方法はないと、このように思っております。今月スペインで行われるI C C A Tの年次会合に、我々はまぐろ船の命運をかけていると言っても決して過言ではありませんし、油問題とかいろいろな難題を踏まえまして、台湾船の減船というものにかけているわけでございます。命運はここにあるなということが一致した我々の気持ちでありますので、どうかひとつこの点につきまして、ここに水産庁の次長さんもおられますが、よくこれについて考えておいていただきたいと思っておりますし、宮原課長さんもお見えでございますので、ひとつ御意見を伺っておきたいなと、こう思っております。 よろしく願いいたします。

山下分科会長 では次長さん、お願いします。

中前水産庁次長 三鬼委員から非常に重要な問題が提起されました。先般、集会を開かれて、私どもも今申されたような内容の要望を承っております。今おっしゃったようなことは、我々全く共通の認識であります。国際機関で決められたことを守らないということで、資源管理ということに真っ向から反する行為でありますので、私ども、今度スペインで開かれますI C C A Tの会議でそういった問題点をきちんとただしながら、おっしゃったような趣旨で何がしか、従来以上のことが

できるように働きかける所存でございますが、何分、大勢の国が参加している会議でございますので、できるだけ我々と共通の認識を持っていただくように、さらに働きかけを強めていきたいと考えております。

宮原さん、何かありますか。

宮原沿岸沖合課長 燃油とかさんまで、あまり国を空けているわけにいかないんですが、I C C A Tの会議中は頑張ってやってまいります。よろしくお願いします。

三鬼委員 ありがとうございます。

山下分科会長 その他何か。

桜本委員どうぞ。

桜本委員 資料を持ってくればよかったんですが、今週の10日と11日に、東大海洋研究所で「低水準期にある水産資源の管理をいかに行うか」ということで、まいわしを中心にシンポジウムをやるので、お時間のある方はぜひ御参加いただきたいと思います。10日は13時から。ホームページ等を見ていただくと詳細が載っております。以上です。

山下分科会長 それでは、事務局から何かありますでしょうか。

武田管理課長 長時間に亘りありがとうございました。

次回の資源管理分科会につきまして御連絡いたします。次回は「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」などを議題に、来年の2月下旬ごろに開催する予定としております。後日、個別に日程調整等をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

山下分科会長 それでは、以上をもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうも長時間、御協力ありがとうございました。

閉 会

答 申 書

17水審第21号
平成17年11月7日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 安部 晋三 殿

水産政策審議会
会 長 小 野 征 一 郎

平成17年11月7日(月)に開催された水産政策審議会第23回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第94号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業
(日本海の海域)の公示について

諮問第95号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

諮問第96号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正に
ついて

諮問第97号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に
基づく基本計画の検討等について

諮問第98号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する
省令について